

仕様書

第1 委託件名

令和8年度「東京アニメアワードフェスティバルの成果を基盤にした新たな国際的フェスティバル(以下「新フェスティバル」という。)のイベント等」実施業務委託

第2 目的

これまでの東京アニメアワードフェスティバルを発展させるとともに、日本アニメの国際発信と産業基盤強化を実現する「世界基準の最高位アワード」を確立することを目的とする。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

第4 履行場所

豊島区池袋エリアほか一般社団法人日本動画協会(以下「協会」という。)の指定する場所

第5「新フェスティバルのイベント等」の概要

概要は、以下のとおりである。ただし、契約締結後の検討状況によっては協会又は実行委員会(以下「協会等」という。)と受託者による協議のうえ実施内容を変更する場合がある。

(1) 実施日時

令和8年度内の4日間(具体的な日時は説明会で開示する。)

(2) 実施場所

豊島区池袋エリアほか協会の指定する場所

(3) 実施概要(より具体的な内容は説明会で開示する。)

項目	内容	備考
新フェスティバルのイベント	<ul style="list-style-type: none">●オープニングセレモニー●国内外招待作品上映●教育プログラム●シンポジウム●クリエイター交流プログラム●こどもアニメーションワークショップ●大型ステージイベント(授賞式含む)	
広報・マーケット連携	<ul style="list-style-type: none">●戦略的海外広報(招聘含む)●広報・宣伝●マーケット連携	
アニメアワードなど	<ul style="list-style-type: none">●長編作品賞●シリーズ作品賞	

	<ul style="list-style-type: none"> ● スタジオ賞 ● 功労賞 	
--	--	--

(4) 事業規模および委託費の構成

- 1 総事業予算:本事業全体の総予算は約 120,000 千円(税込)を想定している。
- 2 委託料上限額(提案上限額):本仕様書に基づき受託者が行う業務の委託料(受託業者の利益・実務費部分)の上限は原則、総事業予算の 30%を上限とする。上限を超える場合は別途協議とする。
- 3 費用の範囲:本委託料には、第6条に定める業務の遂行に必要な人件費、諸経費、一般管理費、プロモーション実費、配信技術費等の一切を含むものとする。総事業予算(1.2 億円)に含まれる経費のうち、協会が直接執行する経費については、本委託料には含まない。

第6 委託業務の内容

1 業務実施計画

受託者は、契約後速やかに、新フェスティバルのイベント等全体にかかる業務実施計画(スケジュール・体制・リスク管理等)を作成し、協会等の承認を得ること。

2 体制構築

受託者は、全体統括責任者、協会等連絡責任者、各セクション担当者を配置し、管理体制・連絡体制を明示する。

3 危機管理

安全・情報・個人情報体制を策定し、協会等の承認を得るものとする。

4 企画・演出

企画(フォーマット設計、カテゴリー設定、審査フロー設計等)案を協会等と協議し決定する。

イベント全体プログラム(アワード、上映、クロージングイベント、セッション、展示等)企画を設計・実装する。

5 集客・広報・プロモーション

国内外への広報戦略を立案し、実施する。

各種媒体(SNS・プレスリリース・パートナー媒体等)を活用したプロモーションプランを構築し、運用する。

参加者(応募者、来場者、オンライン視聴者)募集施策を設計し、実施する。

6 運営・配信

開催会場の設営計画及び現場運営(受付・誘導・安全管理等)を行う。

オンサイト運営スタッフ管理、外部委託先との連携を行う。

オンライン配信設計・技術対応、配信クオリティ管理を行う。

7 スポンサー対応・調整

スポンサー候補のリストアップと協力条件を設計する。

協会等承認のもとスポンサー折衝・契約条件を調整し、実行する。

8 保険の加入

本事業の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険に加入する。なお、これに関わる費用は受託者が負担すること。

9 問い合わせ窓口

本事業全体についての問合せを受ける窓口と担当者を置き、以下、(1)から(4)を実施する。

- (1)本事業の情報解禁当日から対応すること。
- (2)オンライン(メール)及び電話の窓口を設置すること。
- (3)本事業に関するあらゆる問い合わせや苦情等に対応すること。

※広報関係の窓口は別途設けること。

- (4)対応した問い合わせは記録を残し、協会等へ適宜共有・報告すること。

1.0 実績報告・分析

開催後レポート(結果集計・評価・次回改善提案)を提出する。

参加者アンケート等の実施・分析を行い、次回企画へ反映する提案を含める。

1.1 提出書類

以下の提出物を要する。

委託業務実施計画(初期)

体制図及び危機管理体制書

中間報告書(必要に応じ隨時)

開催実績報告書

次回改善提案書

第8 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払をする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、税抜金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる本事業で制作される名称、ロゴ等の成果物に対する全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)は、協会(または継承する新法人)等に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も協会等に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第二章第三節第二款に規定する権利(著作者人格権)を有する場合において、協会等及び協会等から許諾を受けた第三者に対してもこれ行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第 10 再委託の取扱い

- 1 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第 11 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第 12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、協会等の保有する個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 13 その他

受託者は、業務の詳細について、協会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、協会等と事前に協議すること。